

「コンパス調剤学」改訂第2版第1・2刷

(2017.2. (株) 南江堂)

本書の一部内容につきまして、最新情報に基づき以下の通り補足・訂正いたします。

頁	該当箇所	誤	正
6	コラム 4行（2箇所）	鑑査	監査

図 1・6

処 方 せ ん							
(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です)							
公費負担者番号				保険者番号 0 6 1 3 0 0 5 8			
公費負担医療の受給者番号				被保険者証・被保険者手帳の記号・番号 21・213			
患 者	氏名 ○ ○ ○			保険医療機関の所在地及び名称 □□県△△市○○区○○-○ ○○大学附属病院			
	生年月日 明治 60年○月○日 (男・女)			電話番号 □□□-○○○-1234			
	区分 被保険者 (被扶養者)			保険医氏名 内科 日本太郎 (印)			
都道府県 番号		点数表 番号		医療機関		コード	
交付年月日 平成 21年 2月 19日		処方せんの使用期限 平成 年 月 日		弊に起載のある場合 必ず、交付の日を含 る毎日同一医療機関 に提出すること。			
處 方	Rp.1 ロキソプロフェン錠 60mg 3錠 レバミビド錠 100mg 3錠 1日3回毎食後 5日分 Rp.2 レボフロキサシン錠 500mg 1錠 1日1回 朝 5日分 以下余白						
	保険医署名 (「変更不可」欄に「✓」又は「✗」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。 場合は、署名又は記名・押印すること。)						
備 考	保険薬局が調剤時に喚葉を確認した場合の対応 (神に指示がある場合は「✓」又は「✗」を記載すること。) □保険医療機関へ郵便照会した上で調剤 □保険医療機関へ情報提供						
	調剤済年月日 平成 年 月 日		公費負担者番号		(印)		
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名		公費負担医療の受給者番号		(印)			

図 1・6 処方せんの例【2016年版、様式第2号(保険医療薬担当規則)】
処方書式は現状での記載例である。

17, 18	最終行以下余白	<p style="text-align: right;">コラム</p> <p>薬剤師業務に関する平成 28 年度診療報酬改定</p> <p>平成 28 年度診療報酬改定では、かかりつけ薬剤師・薬局への評価、薬剤総合評価調整制度の新設、残薬確認等を行うための処方せん様式の変更が行われた。これらは、2015 年に厚生労働省が策定した「患者のための薬局ビジョン」(※)を踏まえた制度である。</p> <p>※「患者のための薬局ビジョン」～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～</p> <p>厚生労働省は、医薬分業の原点に立ち返り、現在の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編するため、2015 年に「患者のための薬局ビジョン」を策定した。本ビジョンでは、患者本位の医薬分業の実現に向けて、①服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、②24 時間対応・在宅対応、③医療機関等との連携など、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、中長期的視野に立って、かかりつけ薬局への再編の道筋を示している。</p> <p>【医薬分業に対する厚生労働省の基本的な考え方】</p> <p>薬局の薬剤師が専門性を発揮して、ICT も活用し、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と薬学的管理・指導を実施する、これにより、多剤・重複投与の防止や残薬解消なども可能となり、患者の薬物療法の安全性・有効性が向上するほか、医療費の適正化にもつながる。</p> <p>(1)かかりつけ薬剤師・薬局</p> <p>患者本位の医薬分業の実現に向けて、患者の服薬状況を一元的・継続的に把握して業務を実施するかかりつけ薬剤師・薬局に対して評価が設定された。</p> <p>(2)薬剤総合評価調整制度</p> <p>特に複数の疾患を有する高齢者でみられるポリファーマシー (polypharmacy、多剤投薬) に関する新たな評価制度で、薬剤師に期待されている部分の一つである。</p> <p>多種類の服薬を行っている患者に対し、薬剤に起因する有害事象の防止を図るとともに、服薬アドヒアランスを改善するため、保険医療機関において処方薬剤を総合的に調整する取組みを行う、処方薬剤数が減少した場合、診療報酬上評価される。</p>
--------	---------	--

(3)処方せん様式の変更

処方せん様式に、調剤時に残薬を確認した場合の対応を記載する欄が設定された(☞図、備考欄)。これは処方医と薬局の薬剤師が連携して、円滑に患者の残薬確認と残薬に伴う調剤数量調整等を実施することを目的としたもので、当該欄にチェックがある場合は薬局において患者の残薬の有無を確認する。残薬が確認された場合には、当該記載欄に基づいて、①保険医療機関へ疑義照会した上で調剤、②保険医療機関へ情報提供、のいずれかの対応を行う。

処 方 せ ん													
(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です)													
公費負担者番号				保 険 者 番 号									
公費負担医療の受給者番号				被保険者証・被保険者手帳の記号・番号									
患 者	氏 名			保険医療機関の所在地及び名称									
	生年月日 西暦 明大 西暦			年 月 日			電 話 番 号 保 険 医 氏 名 内科						
	区 分		被保険者		被扶養者		都道府県 番号		点数表 番号		医療機関 コード		
	交付年月日		平成 年 月 日		処 方 せ ん の 使 用 期 限		平成 年 月 日		特に制約のある場合は を記入。交付の日を含む 前後3日以内に保険医療 機関にて提出すること。				
處 方	備考欄 〔「変更不可」欄に「✓」又は「✗」を記載した場合は、「変更不可」欄に「✓」又は「✗」を記載した場合 には、「変更不可」欄に「✓」又は「✗」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。〕												
	保険医署名〔「変更不可」欄に「✓」又は「✗」を記載した場合は、「変更不可」欄に「✓」又は「✗」を記載した場合 には、「変更不可」欄に「✓」又は「✗」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。〕												
備 考	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応〔特に指示がある場合は「✓」又は「✗」を記載すること。〕 □保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 □保険医療機関へ情報提供												
	調剤済年月日		平成 年 月 日		公費負担者番号								
保険薬局の所在 地 及 び 名 称 保険薬局前頭式名		◎										公費負担医療の 受 給 者 番 号	

図 新たな処方せんの様式

備考1 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。

2. 「公費負担者」欄に「×」を記載すること。

3. 残薬の処付及び公費負担医療に関する費用の請求に要する者今(昭和51年東北者令第36号)第1条の公費負担医療についての「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとすらること。

図 2・10

処 方 せ ん											
(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です)											
公費負担者番号								保険者番号 0 6 1 3 0 0 5 8			
公費負担医療の受給者番号								被保険者証・ 被保険者の記載			
患 者 者 者	氏名 調剤次郎								保険医療 所在地及 電話番 保険医 都道府県 番号		
	生年月日 昭和 34年5月7日										
	区分 被保険者		被扶養者								
交付年月日 平成 27年 10月 19日		処方せんの 使用期限		平成 年 月 日		[特に記載のある場合を除き、 交付の日を含めて4日以内に 保険薬局に提出すること。]					
處 方 方	変更不可		個々の処方箋について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に差し支えがあると判断した場合は、「変更不可」欄に「✓」又は「✗」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。								
	1) アムロジピン（ノルバスク錠 5mg) フロセミド（ラシックス錠 20mg) 1日1回 朝食後 7日分		1錠 1錠		6錠		②全調剤量を計算する 全調剤量=分量 × 日数（回数） ・ノルバスク錠 5 mg 1錠 × 7日 = 7錠 ・ラシックス錠 20 mg 1錠 × 7日 = 7錠 ・バルトレックス錠 500 mg 6錠 × 7日 = 42錠 ・ハルシオン錠 0.25 mg 1錠 × 5回 = 5錠				
	2) バラシクロビル塩酸塩 (バルトレックス錠 500 mg) 1日3回 朝昼夕食後 7日分										
3) トリアゾラム（ハルシオン錠 0.25 mg) 1錠 不眠時 5回分 以下 余白											
備 考	保険医署名 [変更不可の場合記載]		ノルバスク錠は高血圧症・狭心症治療薬であり、ノルバデックス錠（タモキシフェン）は乳がん治療薬である。両薬剤の名称が類似しているため、処方医による記載ミスや、薬剤師による調剤誤認により重大な副作用を伴う可能性があるため、患者情報（よくに初回時）には注意を払う必要がある。								
	保険薬局が調剤時に残業を確認した場合の対応（特に指示がある場合は「✓」又は「✗」を記載すること。） □保険医療機関へ鍵匙会合した上で調剤 □保険医療機関へ情報提供										
調剤済年月日		平成 年 月 日		公費負担者番号							
保険薬局の所在地 及び名称 保険薬剤師氏名				印		公費負担医療の 受給者番号					

図 2・10 現在の処方せん記載例
患者背景：56歳男性で高血圧のコントロールを目的に通院しており、今回、帯状疱疹の発症と不眠症状にてバラシクロビル塩酸塩（バルトレックス錠 500 mg) とトリアゾラム（ハルシオン錠 0.25 mg) が追加処方

表2・31

表2・31 配合変化に関するシロップ剤の組み合わせ

一般名(商品名)	懸濁型		溶液型		その他	
	pH	ヒドロキシジンバモ酸塩 (アラックスP)	チベビジンヒベンズ酸塩 (アスペリン)	メフェナム酸 (ポンタール)		
プロムヘキシン塩酸塩 (プロムヘキシン塩酸塩)	2.0~3.0		☆ 沈殿、懸濁	☆ 分離	★ 再分散性不良	☆デキストロメトルファン奥化水素酸塩水和物・クレゾールスルホン酸カリウム(メジコン)：色調変化
メトクロラミド (プリンペラン)	2.0~3.0					★ベタメタゾン(リングアロン)：力価低下
ベタメタゾン (リングアロン)	2.5~3.5					★メトクロラミド(プリンペラン)：力価低下
ジメモルファンリン酸塩 (アストミン)	3.0~4.5				★ 再分散性不良	★L-カルボシステイン(ムコダイン)：再分散性不良 ★リゾチーム塩酸塩(レフトーゼ)：力価低下 ★濃厚プロチンコデイン液[コデインリン酸塩水和物]：沈殿
トリメトキノール塩酸塩水和物(イノリン)	3.0~5.0	★ 沈殿	☆ 分離、沈殿、色調変化	☆ 分離、沈殿		
デキストロメトルファン奥化水素酸塩水和物・クレゾールスルホン酸カリウム(メジコン配合)	3.3~4.5		☆ 再分散性不良、ゲル状化			☆プロムヘキシン塩酸塩：色調変化
シプロヘフタジン塩酸塩 (ベリアクチン)	3.5~4.5		☆ 再分散性不良		☆ 再分散性不良	
クロルフェニラミンマレイン酸塩(ボララミン)	5.5~6.8		☆ 再分散性不良	☆ 沈殿、懸濁		
L-カルボシステイン (ムコダイン)	5.5~7.5	★ 再分散性不良				★ベタメタゾン(リングアロン)：再分散性不良
メキタジン (ゼスラン小児用)	5.6~6.1	★ 再分散性不良		★ 10日目以降 再分散性不良		
クレマスチンフルマル酸塩 (タベジール)	6.4	★ 3時間後再分散性不良			☆ 懸濁、微粒子生成	
トラネキサム酸 (トランサミン)	5.7~6.5		★ 再分散性不良			
メフェナム酸 (ポンタール)	3.5~5.5					☆ケトチフェンフルマル酸塩(セキトン)：白色沈殿
チベビジンヒベンズ酸塩 (アスペリン)	4.3~5.5	★ 再分散性不良			★ 再分散性不良	☆アンプロキソール塩酸塩(ムコソルバン)：沈殿 ☆ビロリン酸第二鉄(イングレミン)：沈殿、色調変化 ☆ケトチフェンフルマル酸塩(ザジテン)：再分散性不良 ☆アンプロキソール塩酸塩(ムコソルバン)：沈殿
ヒドロキシジンバモ酸塩 (アラックスP)	4.4			★ 再分散性不良		

★：配合不適、☆：配合注意。() 内は商品名

図 2・32

年齢から用量確認
5歳男子の用量（添付文書）
 ①アスペリン®シロップ 0.5%：1日量（3～8 mL）
 ②ペリアクチン®シロップ 0.04%：1回量（4 mL）
 • チベビジンヒベンズ酸塩には、「アスペリン®シロップ 0.5%」と「ア
スベリン®シロップ 調剤用 2%」があるので注意する。
 • ペリアクチン®シロップ 0.04%は1回量であり、1日3回なので12 mL。
 • チベビジンヒベンズ酸塩の代謝物により、赤味がかった着色尿が
みられることがあるので患者に説明する。

処	チベビジンヒベンズ酸塩（アスペリンシロップ 0.5%） 1回 2 mL (1日 6 mL) シプロヘタジン塩酸塩（ペリアクチンシロップ 0.04%） 1回 4 mL (1日 12 mL)	
1日 3 回 每食後 4 日分		
以下余白		
方		

配合変化表（☞表 2・31 参照）を確認
アスペリン®シロップとペリアクチン®シロップは配合注意
よって、アスペリン®シロップを別に調剤する。

秤量
(メモ用紙や記録紙を添付する。)
※秤取量（全量）は、1日量に4をかけた量
 ① アスペリン®シロップ 24 mL
 ② ペリアクチン®シロップ 48 mL
 投薬瓶を2つに分ける。乗杯、スポットなどを使用し、
調剤の服薬量を間違えないように工夫する。

図 2・32 患者背景：5歳男子で急性気管支炎に伴う咳嗽、鼻汁、喀痰の症状あり

気をつけよう！ 1～3行

・乳幼児・小児に汎用されるリゾチーム塩酸塩（ノイチーム®シロップ、レフトーゼ®シロップ）が卵白由来のタンパク質のため、卵白アレルギー患者にアナフィラキシーや過敏症状の副作用が報告されている。

〔削除〕

メモ

(※) 計算方法

商品名	1日量	全量	薬杯の目盛り
①アスペリンシロップ	6 mL	6 mL×4日=24 mL	6÷3=2 mL
②ペリアクチンシロップ	12 mL	12 mL×4日=48 mL	1日量の 12 mL を3回に分けて 服用するので12÷ 3=4 mL

※目盛り投与法の場合、投薬瓶の必要な目盛りまで賦形するため計算の必要
はない。

図2・33

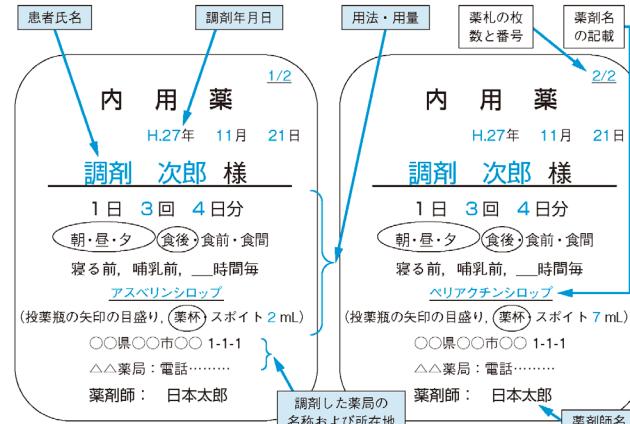


図2・33 ラベル・薬札の書記業務(□は必須項目, □は推奨項目)

84

↑4～↑2行

シプロヘプタジン塩酸塩（ペリアクチン®シロップ）とリゾチーム塩酸塩（レフトーゼ®シロップ）を秤量し、賦形剤を加える

シプロヘプタジン塩酸塩（ペリアクチン®シロップ）を秤量する

図2・35

図2・35 水剤調剤の手順(ペリアクチン®シロップ、レフトーゼ®シロップ)
アスペリン®の調剤手順に従って、ペリアクチン®シロップ48mLを投薬瓶に注ぎ込む。全量を確認した後、「目盛り投与法」か「mL投与法」を行う(監査前に混和しないで、監査後に混和する)。

85	↑5行～↑3行	プロムヘキシン塩酸塩（ビソルボンシロップ 0.08%）	プロムヘキシン塩酸塩シロップ 0.2%																																																	
87	2行	(ビソルボン®シロップ 0.08%) 15mL	(ビソルボン®シロップ 0.2%) 6mL																																																	
	3～4行	1日量が 16mL なので 3 の倍数である 18mL	1日量が 13mL なので 3 の倍数である 15mL																																																	
	5行	全量 54mL	全量 45mL																																																	
	6行	6mL	5mL																																																	
表		<table border="1"> <thead> <tr> <th>薬剤名</th> <th>%濃度→1 mL中の成分量</th> <th>1日量</th> <th>3日量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) サルブタモール硫酸塩</td> <td>0.04% = 0.4 mg/mL</td> <td>11 mL</td> <td>33 mL</td> </tr> <tr> <td>b) プロムヘキシン塩酸塩</td> <td>0.2% = 2 mg/mL</td> <td>2 mL</td> <td>6 mL</td> </tr> <tr> <td>c) 犀形剤(常水、精製水、単シロップ)</td> <td></td> <td>2 mL</td> <td>6 mL</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>15 mL</td> <td>45 mL</td> </tr> </tbody> </table>		薬剤名	%濃度→1 mL中の成分量	1日量	3日量	a) サルブタモール硫酸塩	0.04% = 0.4 mg/mL	11 mL	33 mL	b) プロムヘキシン塩酸塩	0.2% = 2 mg/mL	2 mL	6 mL	c) 犀形剤(常水、精製水、単シロップ)		2 mL	6 mL	合計		15 mL	45 mL																													
薬剤名	%濃度→1 mL中の成分量	1日量	3日量																																																	
a) サルブタモール硫酸塩	0.04% = 0.4 mg/mL	11 mL	33 mL																																																	
b) プロムヘキシン塩酸塩	0.2% = 2 mg/mL	2 mL	6 mL																																																	
c) 犀形剤(常水、精製水、単シロップ)		2 mL	6 mL																																																	
合計		15 mL	45 mL																																																	
268	表 9・2	<p style="text-align: center;">表9・2 医薬品の分類と販売者の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">医薬品の分類と健康被害の程度</th> <th rowspan="2">販売者</th> <th colspan="4">販売者の業務</th> </tr> <tr> <th>ネット販売^{*3}</th> <th>情報提供</th> <th>相談応需</th> <th>商品例 (2016/10/30現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">薬局医薬品^{*1}</td> <td>医療用医薬品 医師によって処方される医薬品</td> <td>薬剤師</td> <td>不可 対面販売のみ</td> <td>情報提供義務あり 指導義務(薬剤師法25条の2)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬局製造販売医薬品(薬局製剤) 薬局で製造し、直接消費者に販売等する医薬品</td> <td>薬剤師</td> <td>可 毒薬・劇薬は不可</td> <td>情報提供義務あり 指導義務規定なし</td> <td>解熱鎮痛剤1号A 健胃消化剤3号B</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">要指導医薬品</td> <td>要指導医薬品 スイッチ直後品目・劇薬指定品目</td> <td>薬剤師</td> <td>不可 対面販売のみ</td> <td>文書での情報提供義務あり</td> <td>エバデール[®]T</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一類医薬品 (高)副作用による健康被害に関じとくに注意が必要なもの</td> <td>薬剤師</td> <td>可</td> <td>文書での情報提供義務あり</td> <td>ガスター10[®] ロキソニン[®]S リアップ[®]X5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二類医薬品^{*2} (中)健康被害に関じ注意が必要なもので第一類を除く</td> <td>薬剤師 登録販売者</td> <td>可</td> <td>努力義務</td> <td>ドリエル[®] ナロンエース[®]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第三類医薬品 (低)第一類・第二類以外</td> <td></td> <td>可</td> <td>規定なし</td> <td>アリナミン[®]A アリナミン[®]EX フラス</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*¹ 薬局医薬品とは、医療用医薬品(处方せん医薬品および処方せん医薬品以外の医療用医薬品(薬局製剤)をいいう。</p> <p>*² 第二類医薬品の中で、とくに注意を要するものを指定第二類医薬品とする。</p> <p>*³ インターネット販売 ❶章p.12 参照</p> <p>※スイッチOTC薬：医療用医薬品でしか使用されていなかったものが一般用医薬品でも使用されるようになること。 ダイレクトOTC薬：新しい有効成分が医療用医薬品という段階を経ずに、直接、一般用医薬品として承認されること。医薬品医療機器等法では「要指導医薬品」に分類され、安全性評価後に一般用医薬品としての販売可否と区分が判断される。</p> <p>※エバデール[®]T(イコペント酸エチル：中性脂肪異常改善薬)、リアップ[®]X5(ミノキシジル：壯年性脱毛症発毛促進薬)、ドリエル[®](ジフェンヒドラミン塩酸塩：睡眠改善薬)</p>		分類	医薬品の分類と健康被害の程度	販売者	販売者の業務				ネット販売 ^{*3}	情報提供	相談応需	商品例 (2016/10/30現在)	薬局医薬品 ^{*1}	医療用医薬品 医師によって処方される医薬品	薬剤師	不可 対面販売のみ	情報提供義務あり 指導義務(薬剤師法25条の2)			薬局製造販売医薬品(薬局製剤) 薬局で製造し、直接消費者に販売等する医薬品	薬剤師	可 毒薬・劇薬は不可	情報提供義務あり 指導義務規定なし	解熱鎮痛剤1号A 健胃消化剤3号B		要指導医薬品	要指導医薬品 スイッチ直後品目・劇薬指定品目	薬剤師	不可 対面販売のみ	文書での情報提供義務あり	エバデール [®] T		第一類医薬品 (高)副作用による健康被害に関じとくに注意が必要なもの	薬剤師	可	文書での情報提供義務あり	ガスター10 [®] ロキソニン [®] S リアップ [®] X5		第二類医薬品 ^{*2} (中)健康被害に関じ注意が必要なもので第一類を除く	薬剤師 登録販売者	可	努力義務	ドリエル [®] ナロンエース [®]		第三類医薬品 (低)第一類・第二類以外		可	規定なし	アリナミン [®] A アリナミン [®] EX フラス	
分類	医薬品の分類と健康被害の程度	販売者	販売者の業務																																																	
			ネット販売 ^{*3}	情報提供	相談応需	商品例 (2016/10/30現在)																																														
薬局医薬品 ^{*1}	医療用医薬品 医師によって処方される医薬品	薬剤師	不可 対面販売のみ	情報提供義務あり 指導義務(薬剤師法25条の2)																																																
	薬局製造販売医薬品(薬局製剤) 薬局で製造し、直接消費者に販売等する医薬品	薬剤師	可 毒薬・劇薬は不可	情報提供義務あり 指導義務規定なし	解熱鎮痛剤1号A 健胃消化剤3号B																																															
要指導医薬品	要指導医薬品 スイッチ直後品目・劇薬指定品目	薬剤師	不可 対面販売のみ	文書での情報提供義務あり	エバデール [®] T																																															
	第一類医薬品 (高)副作用による健康被害に関じとくに注意が必要なもの	薬剤師	可	文書での情報提供義務あり	ガスター10 [®] ロキソニン [®] S リアップ [®] X5																																															
	第二類医薬品 ^{*2} (中)健康被害に関じ注意が必要なもので第一類を除く	薬剤師 登録販売者	可	努力義務	ドリエル [®] ナロンエース [®]																																															
第三類医薬品 (低)第一類・第二類以外		可	規定なし	アリナミン [®] A アリナミン [®] EX フラス																																																